令和8年度　安全マネジメント実施の為の取り組み

1　輸送の安全に関する基本方針

・代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、
社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
・交通ルールの厳守を徹底する。
・現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、
・社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
・輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善の実施をして安全対策
を常に見直し業務を遂行する。
・輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2　輸送の安全に関する目標

2025年

車外人身死亡事故	0件
車外人身重傷事故	0件
車内人身重傷事故	0件

3　自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年

内訳

車外人身死亡事故	0件
車外人身重傷事故	0件
車内人身重傷事故	0件

4　輸送の安全に関する重点施策

・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理
規程に定められた事項を遵守します。
・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
・輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、
共有します。
・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に
実施します。

5　安全確保責任に対する社長の取り組み宣言

・社長は輸送の安全の確保に関し、最終的な責任を有すると記載した文章を社内
掲示して全従業員に周知徹底します。

6　輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

・社長と従業員との定期的な安全に関する意見交換会を実施します。
・運行管理者と運転者の安全に関する5分間ミーティングの実施等をします。

7　事故災害等による報告連絡体制及び指揮命令系統

社長
事故報告　↑↓　対応指示
運行管理者　→　全従業員　事故の状況等の周知
事故連絡　↑↓　指示
運転者、従業員
被害者救護・二次災害防止・警察通報・会社への報告

8 輸送安全に関する教育及び研修

・安全マネジメント実施規定を全従業員に配布し、意識付けをします。
・月1回、全従業員を集め、定例安全会議を開催し、輸送の安全に関する計画について
意見交換や事故事例等を示し、安全運転の徹底を図ります。
・事故を起こした従業員に対して運行管理者との面接を実施します。
・安全運転研修及び管理者研修の受講を2年毎に受講させます。
・目標達成の為の教育指導を徹底します。

9　輸送の安全に関する計画

・全車両に後方支援装置の装着を達成致しました。
・GPS機能付きデジタルタコメーターを全車両に早期導入を進めます。
・全運転者に安全運転教育訓練を実施します。
・印字可能の飲酒検知器の導入致しました。

10　輸送の安全に関する内部チェック

1　運行管理関係
・点呼記録簿、乗務記録簿等、帳票類の管理をします。
・事故等の関する情報の報告等をします。
・重大事故等への対応をします。
・運行管理者は運行管理者講習後にドライバーと安全運転に対してのミーティング
を行います。

2　健康管理関係
・情報の伝達及びコミュニケーションの確保をします。
・年に一度の健康診断の実施をします。
・新入社員は、当社独自のカリキュラム、およびNASVAの初任診断の
診断内容を確認して教育を行っております。